

議案第14号

東村山市保育料等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市保育料等審議会条例の一部を改正する条例

東村山市保育料等審議会条例（平成14年東村山市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山市保育料等審議会の所掌事務内容を改めるため、本案を提出するものであります。

27 東村山市条例第 号

東村山市保育料等審議会条例の一部を改正する条例

東村山市保育料等審議会条例（平成14年東村山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育料」の次に「（東村山市保育所の利用者負担に関する条例（平成27年東村山市条例第 号）第1条に規定する利用者負担並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する教育・保育に要した費用の額から控除するものとして市が定めるものをいう。）」を、「児童クラブ費」の次に「（東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）第9条第2項に規定する児童クラブ費をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

東村山市保育料等審議会条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育料（東村山市保育所の利用者負担に関する条例（平成27年東村山市条例第 号）第1条に規定する利用者負担並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する教育・保育に要した費用の額から控除するものとして市が定めるものをいう。）及び児童クラブ費（東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）第9条第2項に規定する児童クラブ費をいう。）の適正な額等について審議し、答申する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

旧 条 例

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育料及び児童クラブ費の適正な額等について審議し、答申する。